

芦ノ湖上から望む新春の富士(社員撮影)

ご挨拶

皆様には、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」、「平成30年台風21号・24号」「平成30年北海道胆振東部地震」等の自然災害が相次いで発生しました。

被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社といたしましても、保険金の迅速なお支払いに向けて保険会社と連携を密に取り組みましたが、被災された皆さまにおかれましては施設の早期復旧にご腐心されてきたことと存じます。

そこで本誌では、水害対策について特集するとともに、施設運営上のヒントとなるコラム等も掲載いたしました。ご参考にしていただければ幸甚に存じます。

今後も変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願いいたしますとともに、本年が皆さまにとって素晴らしい1年となりますよう心からお祈り申し上げます。

株式会社福祉施設共済会 代表取締役 藤崎 誠一

お知らせ

平成30年度復興支援義援金寄付について

弊社では被災地への復興支援義援金として、以下の寄付をさせていただきました。

○「平成30年7月豪雨」

8月3日、日本赤十字社を通して、50万円を寄付

○「北海道胆振東部地震」

9月19日、日本赤十字社を通して、30万円を寄付

も く じ

ご挨拶・お知らせ	1
《数字で視覚化》17.7%	2
《特約火災保険NEWS》水害に備える!	2 3
《弁護士の眼》センサーマットも身体拘束?	4
《column1》職員の採用に悩んでいます!	5
《column2》介護の職場でのコミュニケーション	6
WEBアンケートにご協力ください	6

数字で視覚化 17.7%

この数字は何を表しているのでしょうか？

平成30年7月に発生した西日本豪雨では、多量の降雨が約10日間に亘り降り続いたことにより甚大な被害が発生しました。特に人的被害は死者200名を超えるという平成最悪の水害ともいえるものでした。人的被害が拡大した要因でとりわけ注目されたのが、被災者の「逃げ遅れ」です。「逃げ遅れ」が発生した原因として、注意報や避難勧告など発令される情報の意味が正しく理解されていなかったという点があげられました。そのため、どの段階でどのような行動が必要となるのかしっかり理解しておくとい良いでしょう。

平成27年に発生した関東・東北豪雨（鬼怒川決壊）や平成28年8月に発生した台風10号で河川の氾濫により岩手県岩泉町の高齢者施設で利用者9名が犠牲になったこと等、豪雨災害が頻発していることを受けて平成29年6月に水防法が改正施行されました。この改正によりハザードマップにおいて浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっています。

しかし、平成30年3月現在における水害に備えた避難確保計画策定済みの要配慮者利用施設の割合は冒頭で紹介した17.7%にとどまっています。2021年時点で避難確保計画が未策定の事業者は、各自治体においてホームページ等で公表されることとなっているので早急な対策が必要です。

国土交通省で情報紹介ページが開設されているほか、福祉施設共済会でも施設の水災対策支援を行っていますので、これから対応する施設はぜひ参考にされると良いでしょう。

地震に対しては多くの施設が既に事業継続計画（BCP）の策定を進めていますが、水災に対しても前述した改正水防法の対象施設には同様の対策が求められています。災害発生時には、平時にどれだけ対策を検討し、教育・訓練を行っていたかが行動に表われます。手遅れになる前にできることから始めていきましょう。

MS&ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第四部 事業継続第二グループ 福祉医療戦略ユニット

特約火災保険NEWS

水害に備える！ 自施設の“避難確保計画”で逃げ遅れゼロへ

1 効果的な水害対策の実行に向けて

近年、水害は【堤防等の施設整備により発生を防止するもの】から【施設整備では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの】へと社会の意識を根本的に転換する必要があると示され、逃げ遅れゼロを実現するための取組が必要となっています。このような背景のなか、平成29年水防法改正で“避難確保計画の作成等”が義務化された要配慮者利用施設は確実な避難の実現が求められています。

2 避難確保計画作成促進に向けた行政の支援

現在、避難確保計画の作成促進にあたり、国や市町村が連携して取り組んでいます。記入に際して、《必須項目チェックリスト》をホームページに掲載している自治体もあり、以下は浜松市のチェックリストの一部です。

- ①施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか
- ②避難準備・高齢者等避難開始発表の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか
- ③避難準備・高齢者等避難開始の発表が無い場合でも避難の判断ができるよう複数の判断材料が設定されているか

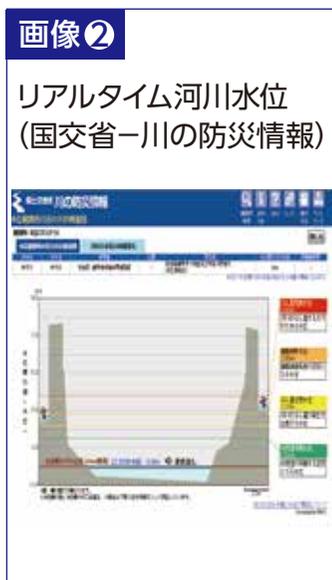
浜松市“避難確保計画”チェックリスト
＜項目：防災体制、情報の収集・伝達＞

確認事項	確認状況
1. 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	○
2. 避難準備・高齢者等避難開始発表の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	○
3. 避難準備・高齢者等避難開始の発表が無い場合でも避難の判断ができるよう複数の判断材料が設定されているか	○
4. ...	○
5. ...	○
6. ...	○
7. ...	○
8. ...	○
9. ...	○
10. ...	○

3 避難確保計画作成にあたっての参考情報

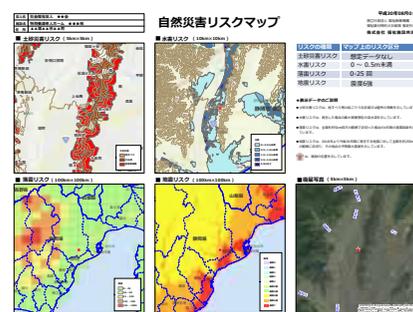
2つの法人様の避難計画の一部をご紹介します。是非参考にしてください。いずれも独自の判断基準に基づき、警報・注意報発令前の段階でも避難を開始する**施設基準(行動基準)**があります。

法人施設	現況	避難先	気象情報の収集	避難判断設定(施設基準)
社会福祉法人 有度の里 (静岡市清水区)	二級河川支流が施設の裏手を流れており、平成26年に台風による氾濫で浸水被害を経験。その後の検証をもとに効果的な対策を実施。地元テレビ局から避難体制等取材を受ける。	建物2階へ移動	① 今後の雲の流れから降雨量の推移を監視する。 ② 水害被害の経験に基づき 1時間雨量の経過を観察 【気象庁防災情報の活用】 画像①	① 1時間雨量50ミリ以上が2時間続くと予測される場合 ② 対岸のグラウンドに水が入り始めたときに避難開始 写真① ◆1時間雨量50 ミリで警戒態勢
社会福祉法人 比内ふくし会 (秋田県大館市)	施設脇を一級河川が流れ毎年のように豪雨等による河川氾濫の恐れに遭遇している。これまでも早期避難が功を奏している。月刊誌【河川】に避難確保体制が紹介される。	最寄りの法人施設へ車移動 ◆3ルートを設定	① 県内の雨雲の動き、天気の様子を観察する。 ② 河川上流の観測地点の水位上昇を観察する。 【川の防災情報等の活用】 画像②	① 河川護岸に水位上昇地点をマーキングし、避難判断水位とし、その後も増水が予想される場合を避難判断基準とする。 ② 同じく警戒水位もマーキング 写真②



4 弊社リスクマップについて

近年の豪雨災害を踏まえ“ハザードマップ”の改定が各自治体で進められています。住民の方からも「浸水被害を受けやすい地域を知りたい!」との問い合わせも多いようです。弊社では法人様の施設周辺に潜在している自然災害リスク情報(水害・土砂災害・落雷・地震)を『**自然災害リスクマップ**』としてご提供いたします。



5 重要設備(受配電設備など)に対する浸水対策の例 ーご参考ー

- ① 建物設置の変電設備通気口に浸水被害の可能性があるので、警戒態勢に入ると同時に通気口にボードで目張りをした例
…前記「社会福祉法人有度の里」様の例
- ② 地下へ通じる階段にコンクリートの止水壁を設けた例
…機械設備などが設置された地下への20cm程度の浸水を防ぐことが可能



弁護士の 眼

センサーマットも身体拘束?

法律事務所おかげさま

弁護士 外岡 潤(そとおか じゅん)

◆プロフィール

東京大学法学部卒。09年、介護・福祉のトラブル解決を専門とする「法律事務所おかげさま」を巣鴨に開設。転倒・誤嚥等の介護事故を数多く手がけ、年間100件以上のセミナーをこなす。著書に「裁判例から学ぶ介護事故対応」(第一法規)等多数。



平成30年の介護報酬改定により、身体拘束の適正化の取組義務が強化されました。施設の皆様は既に対応済みかと思いますが、改めて変更点を挙げると以下の通りです。



ご利用者の人権保障、コンプライアンスの要請は高まる一方ですが、現場では混乱が生じています。というのも、そもそも当該行為が「身体拘束」に該当するのかという、いわゆる「定義」の問題が明確にされていないためです。

例えば、ご利用者のベッド周りでの転倒予防に必要なセンサーマット。これは身体拘束に当たるのでしょうか?もし当たるとすれば、「切迫性、非代替性、一時性」の三要件を満たさなければなりません。その他、ご利用者に「動かないで!」と声で制止するスピーチロック、薬で動きを緩慢にするドラッグロックなど、言葉はさまざまありますが、いわゆる身体拘束に該当するのか否かという判断基準は、意外にも未だ整理されていないといえるのです(なお、厚労省に電話で確認したところ、身体拘束について明確な法令上の定義は存在しないとのことでした)。

弁護士の眼

施設の運営基準(特養を例とします)には「指定介護老人福祉施設は、…当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動

を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。」と定められています。

これを基に考えると、「特定の利用者の行動の自由を合理的理由なく制限する行為」は全て身体拘束に該当する、といえるでしょう。なお「不特定多数に対する行動制限」まで範囲を広げてしまうと、玄関ドアのロック等も該当することになり、恒常的に行っている離設防止策が事実上とれなくなってしまうため、ここでは敢えて特定の利用者としています。

合理的理由があるか否かは、主にその目的から判断しますが、当該利用者の身体の安全を確保するという目的があるだけでは足りず、利用者の尊厳や人格権を不当に侵害する態様となっていないか、という観点も加味して総合的に判断すべきと考えます。

結論

本件でも、センサーマットの直接の効果は「音が鳴り職員が駆け付けられることができる状態になる」という事に過ぎず、それ自体は特に問題ない様にも思えますが、実際に何のために駆け付け、その後何をすることになるのかが問題になります。

例えば「ご利用者の体を支え転倒を防ぐ」という目的であれば、合理的な理由があり、かつご利用者の行動の自由を制限するものではないため、身体拘束には当たりません。一方で単に「歩行する利用者の行動を監視する」ために設置しており、駆け付けた後も体を押さえ付け歩かせないというのであれば、利用者の行動の自由を不合理に制限しているということになり、身体拘束に該当するといえます。

転倒リスクは出来る限り避けたいものですが、ご利用者の自由を奪う様では本末転倒です。自由と安全のバランスに留意し、窮屈過ぎず、放任でもない現場運用を目指してください。

column 1 職員の採用に悩んでいます!



福祉・介護の現場における職員の採用についてのお悩みは尽きず、内容は多岐にわたります。弊社顧問先からも「応募が来ない」「良い面接方法はないか」「採用してもすぐに辞めてしまう」など多くの声が寄せられています。今回はその中でも見直すべき求人方法のポイントについてお話します。職員を採用するためには応募者の「数」と「質」を高めていく必要があります。まずは、求職者の目に触れる機会を増やすことで「応募者数」を増やすことに力をいれましょう。あきらめずに様々な方法を試すことで、▼アピール不足なのか、▼魅力不足なのか、▼給与額が少ないのか—など改善箇所が見えてきます。



求人内容の見直し

ハローワークに求人を掲載しているといっても、その内容を変えることなく更新を続けているということはないでしょうか。

表現や記載の位置を少し変えるだけでも応募が増えることがあります。売り手市場の現在では、ただ求人内容を記載するだけではなく、自法人の魅力は何かを職員にヒアリングする等し、他の事業所との違いや魅力を強調するような求人内容とすることが大切です。ハローワーク、人材紹介会社、関与税理士・社労士等に聞いてみることで、当たり前と思っている福利厚生制度なども魅力ある特徴の一つだと気付けることがあるかもしれません。次に求人枠を増やすことも検討しましょう。60歳以上の方・既卒者・障害のある方などの採用は、助成金を活用できるケースもあります。夜勤専従、清掃業務、補助業務など分業して特化した求人をつける方法もあります。求職者の目線でもみることも大切です。実際にハローワーク内やWEB上でどのように検索されるのか確認してみましょう。職種のカテゴリーの見直しや読みやすさの改善点等が見えてくることもあります。

求人媒体の見直し

近隣へのチラシ、地域情報紙、学校の実習受入、ボランティアへの声掛けなど媒体を増やすことや、またハローワークのサービスでも写真掲載・スカウト制度・求人イベントの参加など、最大限に活用してください。また、各自治体の社会福祉協議会で「働き方改革」取組事業所としての認定制度等を活用すると、アピールの場を増やすことができます。求職活動はWEBが中心で、特にスマートフォンで検索する人が増えています。スマートフォン向けで見えやすい採用専用ページや求人動画を作成されると、アクセスが増えたという声があります。

最後に、「人」が資源の社会福祉の現場では採用活動は大変重要な業務です。担当者のみで抱え込まず、法人全体で、アイデアを出し合い、周囲を巻き込んで取り組んでいくことが重要です。

株式会社ユアーズブレーン 労務コンサルティング部 社会保険労務士 山田 倫子
【MMPG(メディカル・マネジメント・プランニング・グループ) 会員税理士事務所】

column2 介護の職場でのコミュニケーション

介護の現場では、円滑で良好なコミュニケーションがご利用者様の生活を支援する上でとても重要です。そのため接遇マナーや傾聴スキルをはじめとしたコミュニケーションスキル向上のための研修を取り入れている法人・企業も多いのではないのでしょうか。

ところで、このせっかく学んだコミュニケーションスキルですが、ご利用者様に対して使うだけではもったいないとは思いませんか。

公益財団法人 介護労働安定センターの『平成29年度介護労働実態調査』によると、介護職の職場での人間関係等の悩みの項目には、「部下の指導が難しい」「自分と合わない上司や同僚がいる」「ケア方法についての意見交換が不十分である」「上司や同僚との意思疎通がうまくいかない」などが上位を占めました。これらは職場内でのコミュニケーションが課題となって表出した悩みといえます。

それを踏まえ、せっかく学んだコミュニケーションスキルを、ご利用者様だけでなく、ぜひ職場の中でも活用してみたいと思いませんか。

ご利用者様に接する時と同じように、同僚や上司、部下に対しても、まずは、「相手の目を見ながらの挨拶」「いつも明るい表情」「丁寧な言葉遣いや立ち居振る舞い」「相手に関心を持ち理解しようとする気持ちで接する」など、こういった基本的なことから始めてみましょう。

こうした取り組みにより、最初は少しずつでも、継続することで驚くほど職場の雰囲気が変わるはずですよ。

東京海上日動ベターライフサービス株式会社 ソリューション事業部 小林 隆雄



東京海上日動ベターライフサービス

「在宅介護事業」「介護付き有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」の運営のほか、介護サービス事業者の皆様を対象に「介護事業者向けセミナー各種」を提供しています。ご関心がございましたら、何なりとお問い合わせください。(お問合せ先:03-5717-1812 担当:山崎)

共済会からのお願い WEBアンケートにご協力ください

お客さまに一層の安心とご満足いただける商品やサービスをご提供するため、あいおいニッセイ同和損害保険では「保険のご契約に関するアンケート」を実施しております。

当社としても、本アンケート結果をもとに取扱代理店としてサービスの品質向上や業務改善に活かしていく所存です。アンケートは選択方式で所要時間は5分～10分程度です。ぜひご協力ください。

★お手元に保険証券をご用意のうえ、スマートフォン・パソコン等下記のいずれかの回答方法でご回答ください。回答期間は保険証券がお手元に届いた日から保険期間初日の6ヶ月後までとなります。

● アンケートはこちらから!

1 こちらのQRコードからアクセス

タブレット用QRコード



スマホ・携帯用QRコード



または

※画像はイメージです

2

「あいおい 契約アンケート」で検索

あいおい 契約アンケート

検索

PC・タブレット

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/dmw>

スマホ・携帯

<https://md.aioinissaydowa.co.jp/dmw>

アンケートにご協力いただいたお客さまへプレゼント

※各プレゼントは予告なく中止・変更となる場合がございます。



(ファミマカフェ コーヒーSサイズ引換券(税込100円))

ファミリーマート店頭で引き換えることができる
コーヒー引換券(1杯分)



抽選で毎月50名様に「選べるギフト」をプレゼント
※画像はイメージです

◆「オ・ア・シ・ス通信」に関する皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。